

静岡県
中小企業者等

応 援 金

酒類事業者枠

「まん延防止等重点措置」等適用の影響を受け、売上が減少している県内の酒類事業者向けの給付金です

対象事業者

静岡県内に本社または住所のある酒類販売事業者等（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者） ※対象要件、売上要件あり

給付金額

売上減少額から国の月次支援金を控除した額
 [2020年または2019年8月の売上]-[2021年8月の売上]-[国の月次支援金の額]

※売上減少割合に応じた以下の額を、給付上限額とします

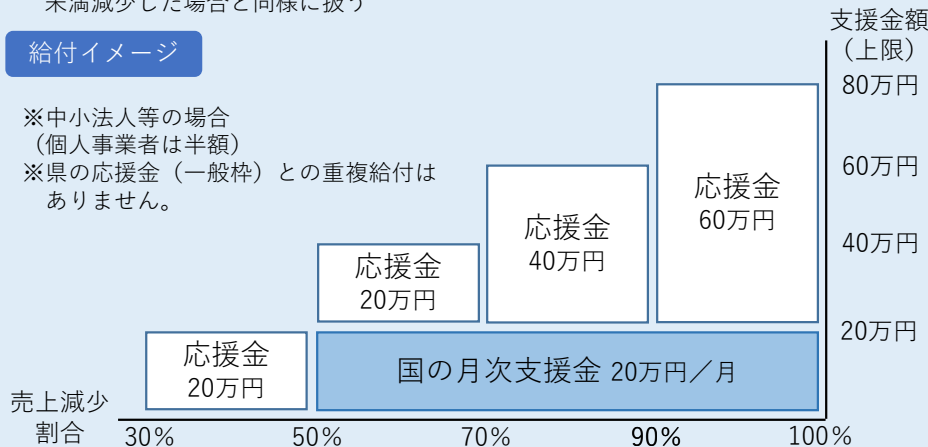
給付上限額

売上減少割合	中小法人等	個人事業者
30%以上50%未満※	20万円	10万円
50%以上70%未満	20万円	10万円
70%以上90%未満	40万円	20万円
90%以上	60万円	30万円

※7月・8月の2か月連続で15%以上30%未満減少している場合は、30%以上50%未満減少した場合と同様に扱う

給付イメージ

※中小法人等の場合
 （個人事業者は半額）
 ※県の応援金（一般枠）との重複給付はありません。



申請期間

2021年9月以降（3か月間（予定））

対象要件と売上要件の両方を満たす必要があります。

対象要件

以下のすべてに該当する酒類販売事業者等

- ①静岡県に本社を有する中小法人等または個人事業者であること
- ②酒類製造免許、酒類卸売業免許または酒類小売業免許のいずれかを取得していること
- ③②の免許に係る事業を行っており、今後も当該事業を継続する意思があること
- ④2021年8月から静岡県に適用されたまん延防止等重点措置に伴い、飲食店への酒類の提供を行わないよう要請したことで、直接・間接の影響を受けていること
- ⑤本県の飲食店の協力金の受給資格を有していないこと

売上要件

以下のどちらかに該当する酒類販売事業者等

- ①2021年8月の売上が、2020年または2019年8月と比較して30%以上減少していること
- ②7月・8月の2か月連続して15%以上減少していること

給付対象外となる場合

- 国・法人税法別表第1に規定する公共法人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織又は団体等である場合
- 暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合
- 事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、まん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付申請する場合
- まん延防止等重点措置とは関係なく売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合
- まん延防止等重点措置とは関係なく単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が30%以上または7月・8月の2か月連続して15%以上減少している場合

応援金
問合せ窓口

静岡県経済産業部経営支援課

054-221-2700（午前9時～午後5時：平日のみ）

ホームページ

具体的な申請手続は、今後ホームページに順次掲載する予定です
<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-550/chushokigyotoouenkin.html>

